

平成26年3月27日

於 教育委員会室

平成26年3月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成26年3月大和市教育委員会定例会

○平成26年3月27日（木曜日）

○出席委員（5名）

1番	委員長職務代理者	鈴木勝雄
2番	委員	石川創一
3番	教育長	滝澤正
4番	委員	篠田優里
5番	委員	青蔭文雄

○事務局出席者

教育部長	朽名勇	こども部長	酒井克彦
文化スポーツ部長	金守孝次	教育総務課長	川口敏治
学校教育課長	犬塚克徳	保健給食課長	斎藤喜久夫
指導室長	久津間仁	教育研究所長	藤倉秀明
青少年相談室長	沼尻港	こども・青少年課長	村澤正弘
文化振興課長	秋山伸一	生涯学習センター館長	西山正徳
文化創造拠点開設準備室長	北島滋穂	図書館長	桜井真澄

○書記

教育総務課 政策調整 担当係長	飛田幸人	教育総務課 政策調整 担当主査	瀬古直之
-----------------------	------	-----------------------	------

○日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事
 - 日程第 1（議案第 9 号） 大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例について（諮問）
 - 日程第 2（議案第 10号） 大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について（諮問）
 - 日程第 3（議案第 11号） 大和市立図書館条例の一部を改正する条例について（諮問）
 - 日程第 4（議案第 12号） 大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

- 日程第 5 (議案第 13 号) 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について
- 日程第 6 (議案第 14 号) 大和市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 7 (議案第 15 号) 大和市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第 8 (議案第 16 号) 教育財産の取得の申し出について
- 日程第 9 (報告第 1 号) 大和市教育委員会職員の人事異動について

7 そ の 他
8 閉 会

開会 午前9時00分

○青 蔭
委員長

ただいまから教育委員会3月定例会を開会します。

会議時間は正午までといたします。

前会の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。

今会の署名委員は、3番滝澤委員、4番篠田委員、それぞれよろしく
お願いします。

続きまして、教育長からの報告を求めます。

○滝 澤
教育長

前回定例会以降の動きについては8項目ございます。

3番目と5番目、小・中学校の卒業証書授与式がございました。中学校は渋谷中学校の卒業式に出席いたしましたが、多くの地域の方々が来賓として出席されており、地域の皆様の学校に対する強い想いを感じました。セーラー服と学生服という古典的な中学生の制服も印象的でしたが、何より素晴らしい合唱があり、大変感動的な卒業式でした。

小学校は、大和小学校の卒業式に出席しました。同校は創立110周年で、渋谷小学校に続いて歴史のある学校です。こちらも多くの方々が出席され、子供たちを地域で見守っていくという雰囲気の中で厳かに式が行われました。渋谷中学校と同様に、大変感動的な卒業式でした。

続きまして、市議会第1回定例会についてご報告します。文教市民経済常任委員会が2月28日、一般質問が3月14日から3月18日までの3日間ございました。

一般質問の概要についてご報告します。

山田議員からは、学力の向上と教師の支援について質問がございました。具体的には、特別支援教育スクールアシスタントの増員、全国学力・学習状況調査の分析と対策、放課後寺子屋やまとの制度、小学校の児童支援中核教諭の配置などの、多くの質問をいただきました。

まず全国学力・学習状況調査についてのご質問への答弁についてご報告します。全国・学力学習状況調査については、教育委員会として調査結果を分析して、市全体の傾向と課題を各学校に提供するとともに、各

学校においても分析し、教育活動に生かすよう指示しています。

同調査では、小学校における平均正答率が国平均や神奈川県 averages を下回っており、家庭学習の時間が短いことも明らかになりました。教育委員会としては、この結果を重く受け止め、新たに学力向上に特化したアクションプランを打ち立て、教育委員会、学校、地域、家庭が相互に連携した積極的な施策を展開していく旨を答弁しました。

その施策の一つとして、放課後寺子屋やまを立ち上げ、学力対策の大きな柱とします。放課後寺子屋やまとは、学校でも家庭でもない第三の学びの場を提供するもので、子供たちの学びのあり方を変え、本市に新たな学びの文化を創造する事業と考えており、その積極的な推進を図っていくとお答えしました。

さらに、放課後寺子屋やまの制度について質問がございました。放課後寺子屋やまとは、放課後の学習環境を整備して、宿題や予習復習の支援を行うことで、児童の学習習慣や基礎基本の力の定着を図り、学力を向上させることを目的とした事業です。

学力向上の中心となる担い手は学校であり家庭です。しかし、国際化の進展や、就業構造の変容などの社会環境の変化は、多様な家庭環境を生み、また情報化社会は子供たちの放課後の過ごし方を変えました。このような中で、子供たち一人一人の学力や学習意欲の向上を図るためには、従来の学校と家庭という枠組みを超えた、新たな仕組みが必要と考え、本事業を立ち上げることにしたものです。

事業の概要については、空き教室を活用することや、対象学年を4年生から6年生までの児童とし、無料で自由に参加できる形にしたことなどを答弁いたしました。また、新年度については、パイロット校である小学校6校で実施しますが、残りの13校についても、早期に拡大していくとともに、遅くとも平成27年度には全ての小学校で実施するとお答えしました。

なお、放課後寺子屋やまについては、平田議員、佐藤議員、町田議員からも質問がございました。

山田議員からは、さらに、児童支援中核教諭の役割と全小学校への児

児童支援中核教諭の配置についての質問がございました。

児童支援中核教諭は、教育相談コーディネーターを兼任し、いじめ問題への取り組みや、不登校児童への対応、また、通常の学級で困り感を持っている児童の把握と支援体制の構築、さらには家庭や外部機関との連携など、教育相談の中心的な役割を担います。これによって、情報の一本化が図られ、指導の方向性が明確になり、組織的な対応ができるようになります。また、相談窓口がはっきりすることで、保護者が相談しやすい環境にもなります。さらに先進市で報告されているように、早い段階でのいじめの認知や、隠れたいじめの掘り起こしへの効果も期待できます。平成26年度はパイロット校3校に配置し、その成果や課題を検証しながら、全校への配置を目指してまいりますと答弁いたしました。

平田議員からは、放課後寺子屋やまとのパイロット校について質問がございました。

地域性や学校規模、学校の意向などを総合的に鑑み、林間小学校、西鶴間小学校、大和小学校、柳橋小学校、渋谷小学校、福田小学校の6校をパイロット校としたこと、他の学校についても準備が整い次第、順次実施していくことを答弁いたしました。

続いて、井上議員からは、公教育と教員の自由度及び政治的中立性について、具体的には、授業の現状を教育委員会としてどう把握しているか、学年説明会での政治的な発言について、修学旅行の行き先についての3点について質問がございました。2点目の学年説明会については、学校が中学1年生の保護者に対して修学旅行の説明をした際のやりとりについてのお尋ねでございました。

この説明会は、中学校において本年2月上旬に開催され、学校側から修学旅行の行き先を変更した経緯などを説明したものです。学校への聴き取りによると、行き先を広島市と周防大島に変更する目的について説明する際に、保護者と教職員の間で一連のやりとりが行われたとのことですが、詳細については現在も学校長をはじめ、関係教員から聴き取りを行い、事実関係を確認中です。このため現時点でのコメントは差し控

えさせていただきますとお答えしました。

しかしながら、公式な場での教職員の発言が、学校教育の政治的中立性に疑念を抱かれるような結果を招いたことについては、教育委員会として重く受け止めなければならないと考えております。もとより、公教育に従事する教職員に対し、その職務の特性により政治的中立性が求められるのは、当然のことです。今後、事実関係を精査した上で教育委員会において適切に対応していくと答弁いたしました。

古谷田議員からは、英語教育の予算についての質問がございました。

平成26年度については、英語学習のスーパーバイザーを教育委員会に配置することで、今後の英語学習本格導入に向けたカリキュラムの整備や、教材・資料作り、ALTの指導などを行ってまいります。また、小学校3校をパイロット校として、中学年の外国語活動の年間授業時間を、現行の5時間から15時間に増加し、全ての時間にALTを配置しますとお答えしました。

町田議員からは、こどもの学力向上のご質問の中で、特に放課後寺子屋やまとと放課後子ども教室の一体的な運用についてお尋ねがございました。

放課後寺子屋やまとを、放課後子ども教室の活動として実施することも検討しましたが、本事業は学力向上の手法と位置づけたものであり、導入に当たっては学習支援のノウハウを持つ教育部が担当する方が、速やかな実施が可能と判断したものです。一方で、複数の事業が学校の放課後に並立することによる煩雑さや課題も想定されるため、今後につきましては放課後寺子屋やまとの全校実施に向けて、両事業が円滑で効果的に機能するよう、所管する組織や事業のあり方について、検討を重ねてまいりますと答弁しました。

さらに、町田議員と佐藤議員からは、土曜日に授業をして、授業時間を確保してはどうかのお尋ねがありました。

土曜日等については、地域と連携した体験学習や知識・経験が豊富な外部人材の協力による学習など、土曜日等を実施することの利点を生かした工夫が期待されています。教育委員会では、学期制の検討に当た

り、時間数の確保も含め、児童・生徒にとって、より良い教育活動が実現できるよう検討してまいりますとお答えしました。

以上、一般質問の概略についてご報告申し上げます。

次回定例会までの予定については、10項目ほどございますので、ご確認ください。

○青 蔭 委員長 ただいま教育長の報告が終了しました。質疑あるいは感想等がございましたら、よろしく願います。

○鈴 木 委 員 私も中学校と小学校の卒業証書授与式に出席いたしました。これまで母校や学区の学校の卒業式に行くことはございましたが、それ以外の学校に行ったのは初めてでした。いずれも小学校は小学生らしく、中学校は中学生らしく卒業式を行っていたと思います。特に印象に残ったのは合唱で、ハーモニーが素晴らしいと思いました。各学校の伝統に則った、厳粛で素晴らしい卒業式だったと思います。

出席して感じたことは、保護者が非常に多いということです。特に今までの私の印象に比べて、男性の保護者が多かったように感じました。また、児童・生徒が、しっかりとした礼ができていたことが素晴らしかったと思います。学校の指導の賜物だと思います。一点だけ気になったのは授与するときの歩き方です。緊張していたのですが、ぎこちない印象を受けました。

○石 川 委 員 私も小学校と中学校の卒業式に出席いたしました。子供たちが本当に一生懸命やっていて、感動しました。泣いている人もたくさんいました。子供たちも教員も一生懸命やって、その結果が出た証だったのだらうと思います。私も、もらい泣きしそうでした。本当にいい卒業式だったと思います。

先ほどの議会の一般質問の内容についてお聞きしたいのですが、政治的中立性に疑念を抱かせるような発言という件について、もう少し具体的に説明してください。

○滝 澤 教育長 今回、質問を受けたのは、下福田中学校の1年生の学年説明会におけるやりとりです。説明会の内容は、それまで京都・奈良だった修学旅行の行き先を広島と周防大島に変更するものでした。中学校では行き先を

変更する場合、1年生の頃から説明等の対応をするのが一般的です。

修学旅行の行き先として学校が広島を選んだのは、平和教育というテーマがあります。また、周防大島については、住民の方が町おこしをしていることで知られています。下福田中学校は地域との連携に積極的な学校ですので、下福田地区の地域おこしの視点も教育の中で指導していきたいという意図があり、周防大島が参考になるだろうと考えたとのことです。周防大島では民泊をして、住民の方との触れ合いの中で、地域おこしの勉強や体験を積み重ねるというテーマがあります。

学校では、校長と教頭が出席する修学旅行の検討委員会で検討して、しっかりとしたテーマを設定して行き先を変えております。しかし、保護者への説明の際に、学校の統一見解を丁寧に伝えることができず、教員が述べた個人的な意見の中に、保護者から誤解を受けるような、また、政治的中立性に疑念を抱かれるような表現があったのではないかと考えております。そのことが、行き先を変更する趣旨としていかなものかという保護者の意見につながったと思われま。

井上議員が質問をする際に議場で経緯をお話しされましたが、保護者が井上議員の勉強会で報告したことにより、議員が把握したとのことです。

さらに申し上げますと、現在調査中ですが、学年説明会の資料の中に学校の統一見解が示されていたか疑問があります。

大部分の保護者からは、特段の意見はございませんので、基本的には平和教育と町おこしの学習という学校の統一見解を説明したと思えます。ただ、そのような感想を持った方がいらっしゃったことから考えると、疑念を抱かれるような表現をしてしまったのではないかと考えられます。

この件については、今後も聴き取りをしますが、教育に従事する者としては、政治的中立性に疑念を抱かれるような結果を招かないよう、十分慎重に対応していかなければならないということです。

○石川 委員 現在も調査中ということですね。

○滝澤 教育長 そのとおりです。現在、学校への聴き取りを行っております。調査結果については、今後報告いたします。

○篠田 委員 私も中学校と小学校の卒業式に出席しました。特に印象に残ったのは、卒業生の合唱です。非常に素晴らしい歌声を聞くことができました。難しいであろう曲をパート別に響かせて歌っていて、卒業生の歌に込めた思いが強く伝わってきました。

小学校では入場の際に2人ずつ並んで、深々とお辞儀をして入ってくる時の表情が、照れた様子であったり、にこにこの笑顔であったり、とてもかわいらしかったです。その卒業生が退場する時には、凛とした頼もしい姿に変わっていた気がします。中には泣いている子もいましたが、一人一人さまざまな思いを持って旅立っていく姿に、非常に感動しました。

○青蔭 委員長 私も出席いたしましたが、委員の方々と同意見です。これからの大和を、あるいは日本を背負って立つ方々ですから、卒業生の一人一人に、おめでとうございますと声をかけましたら、立ち止まって深々と何人もの方が挨拶してくださいました。また、泣いている方も何人も見られました。とても意義深い時間を過ごさせていただいたと思います。

他にご意見等ございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○青蔭 委員長 他にないようでございますので、教育長に対する質疑を終了いたします。

◎議 事

○青蔭 委員長 それでは、議事に入ります。

日程第1（議案第9号）「大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例について（諮問）」を議題といたします。

細部説明を求めます。北島文化創造拠点開設準備室長。

○北島 文化創造 まず、大和駅東側第4地区の複合施設の整備に伴う条例の整備の流れについてご説明いたします。

拠点開設
準備室長

本条例案の他に、複合施設に整備する四つの施設の設置条例の制定・改正を予定しており、今年度の市議会6月定例会に上程をする予定です。

この5条例のうち、教育委員会へは、本条例案の他に教育委員会の所管である生涯学習センター条例と図書館条例の3条例を議案として提出いたします。併せて市民の皆様へは、今月の土曜・日曜に説明会を開催し、施設の概要と条例の内容についてお知らせしております。また、意見公募手続についても実施しております。

それでは、議案第9号について説明いたします。

本議案は、大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例案について大和市社会教育委員会に諮問するために付議するものです。

最初に背景と条例制定の考え方についてご説明します。既にご承知のとおり、平成28年11月の供用開始を目指して、現在、大和駅東側第4地区において、文化創造拠点の整備を進めております。

これまでは、大和駅東側第4地区公益施設という呼称を使用しておりましたが、「公益施設」という言葉は再開発事業の用語ですので、今回の条例制定を機に、複合施設全体を文化創造拠点という呼称に統一したいと考えております。

この文化創造拠点の管理運営につきましては、今まで二つの方針を出しております。一つは、4施設で構成している施設全体を一体的に管理運営していくこと。もう一つは、その管理運営を民間の企業又は団体による指定管理者に委ねていくことです。この方針については、既にパブリックコメントを行っており、議会へもご説明をしております。

ここで課題になるのが、芸術文化ホールと子育て支援施設は市長部局が所管する一方で、生涯学習センターと図書館は教育委員会が所管することです。異なる執行機関の施設が混在することになりますので、これを一体的に管理するために新しい条例を作る必要がございます。それが、この条例です。

この条例は、文化創造拠点を構成する施設の積極的な連携と機能の融合を図ることを目的として制定するものです。先ほど申し上げたとお

り、施設を一体的に管理運営していくという意味です。

施設構成ですが、本条例の対象となるのは、やまと芸術文化ホール、大和市立図書館、大和市生涯学習センター、大和市屋内こども広場の4施設です。

文化創造拠点に係る指定管理者の指定等の手続きについては、指定管理者に各施設の管理運営を一括して行わせるため、一体的に行うこととしています。具体的には共同企業体という形で、指定管理者に応募していただくことになろうかと思えます。

指定管理者の公募、指定期間、選定基準については、市の既存の指定管理施設と同様の方針となっております。

指定管理者については公募による選定を基本とします。指定期間については、本市では5年を超えない期間を原則にしておりますので、その原則に則った条例の規定としています。選定基準については、他の指定管理施設に倣った基準としています。

続いて審議会の設置ですが、この制度が条例の中で重要な役割を果たすものと考えております。委員の任期は2年で、人数は最大7人です。委員構成は、(1)市長が行う公募に応じた市民、(2)知識経験を有する者、(3)その他市長が必要と認めた者の三つの区分とします。

(2)の知識経験を有する者については、各施設を所管する個別の審議会がありますので、それらの審議会から一人ずつ参加していただくことを考えております。また、(2)か(3)の区分で、施設の管理運営をトータルで評価できる方を加えていこうと考えております。

この審議会が指定管理者の選定と開館後の運営の評価を担っていくことを考えております。各施設を一体的に運営していきますので、指定管理者は一括で選び、評価も一体的に行う必要があります。その役割を担うのがこの審議会でございます。

条例の施行日は、平成28年11月3日としております。文化の日が開館日となるように設定したものです。

なお、指定管理者の手続きについては今年から始まりますので、その部分については平成26年7月1日、つまり6月議会で議決を経た後

施行期日としております。

- 青 蔭 委員長 ただいま、細部説明が終わりました。質疑、ご意見等がございましたら、よろしくお願ひします。

（「なし」の声）

- 青 蔭 委員長 ないようですので、質疑を終結します。
これより議案第9号について採決に移ります。

本件の原案について、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

- 青 蔭 委員長 異議なしということですので、議案第9号は可決いたしました。
続きまして、日程第2（議案第10号）「大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について（諮問）」を議題といたします。

細部説明を求めます。西山生涯学習センター館長。

- 西 山 生涯学習センター館長 本件につきましては、議案第9号と同様に大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について、大和市社会教育委員会議に諮問するために付議するものでございます。

改正理由ですが、平成28年度の竣工を目指し、現在、整備中の大和駅東側第4地区公益施設へ生涯学習センターを移転することに伴い、位置及び管理について同条例の一部を改正するものです。社会教育委員会議については4月18日を予定しております。

条例改正案の主な内容ですが、まず、大和市生涯学習センターの位置について、現在の場所から大和南1丁目8番1号に変更します。

また、大和市生涯学習センターの管理については、指定管理者に行わせることを規定します。

開館時間については、現行どおりの午前9時から午後9時30分までとしております。ただし、市民交流ラウンジについては、日曜・祝日のみ午前9時から午後8時までとし、その他の日は午前9時から午後9時までとしております。

休館日は、現行では毎週月曜日と12月29日から1月3日までとしておりますが、変更後は12月29日から1月3日までの6日間のみとなります。

利用料金設定の考え方ですが、「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」の考え方に照らし、年間の管理運営費から算出した一日の必要収入額に、直近に開館した渋谷学習センターの受益者負担率や利用料金を考慮して、新たな生涯学習センターの利用料金の上限額を設定しております。

具体的には、年間の経費を7,190万円と算出し、これに基づき一日の必要収入を7万97円と想定しました。そこから会議室等の2時間当たりの利用料金を設定しております。料金は、講習室が2,500円、大会議室が1,600円、中会議室が1,000円、小会議室が800円、スタジオは大が1,500円、中が600円、小が300円、和室が1,000円、美術工芸室が2,200円、調理実習室が1,600円です。これらの金額は、あくまでも2時間当たりの上限額です。

市民交流ラウンジは、一人1回2時間につき100円としています。

そのほか、団体用の倉庫やロッカーについては、一区画一月1,000円とし、プロジェクターや個人用ロッカーなど貸出し設備や備品等については一区画等につき一月500円としています。

加算料金については、今までどおり、営利団体が使用する場合は利用料の2倍額とします。ただし、市民交流ラウンジ等は除きます。

利用料金の減免については、現在の制度が大きく変わることはありません。社会教育関係団体等が使用する場合は50%減免としている制度についても継続します。変更点は、指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者が主催又は共催する事業について、100%減免とする規定を追加したことと、指定管理者等が特に必要があると認めたときは、指定管理者が定める率で減免ができる旨の規定を追加したことです。

利用料金の還付については、今までどおり、原則的に還付しないこととしております。

使用等の制限も変更ございません。施設の損傷や他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがある等と認められる者に対しては、入場を拒み、又は退場させることができることとしております。

今回の改正により、中央館である大和市生涯学習センターは、指定管

理者に管理させますが、地区館の4館は引き続き行政が管理します。なお、条例では、市が管理する施設については「使用」という文言を使用し、指定管理者が管理する施設は「利用」という文言を使用しております。

条例の施行日については平成28年11月3日としておりますが、指定管理者の指定等の手続きについては、平成26年7月1日としております。

○青 蔭
委員長 暫時休憩といたします。傍聴の方の退室を許します。

(休 憩)

○青 蔭
委員長 再開します。
ただいま細部説明が終わりました。質疑等がございましたら、お願いします。

使用と利用の違いについて、もう少し説明してください。

○西 山
生涯学習
センター
館 長 中央館については、指定管理者制度の導入に伴い、利用料金制度を採用することとしております。この制度は、利用者が支払う料金を指定管理者の収入とするもので、法律上「利用料金」という用語を使用しております。このため、条例上もそれに関わる部分については、「利用」という文言で統一しております。

地区館については、行政が運営していく予定でおりますので、従前のとおり「使用」という文言を使用しております。

○青 蔭
委員長 ご理解いただけましたでしょうか。利用料金制度の導入に伴う使い分けということです。

他によろしいでしょうか。質疑等はありませんか。

(「なし」の声)

○青 蔭
委員長 他にないようですので、質疑を終結いたします。
これより議案第10号について採決いたします。
本件の原案について、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭 異議なしということでございますので、議案第10号は可決いたしま

委員長 した。

続きまして、日程第3（議案第11号）「大和市立図書館条例の一部を改正する条例について（諮問）」を議題といたします。

細部説明を求めます。桜井図書館長。

○桜井 図書館長 議案第11号につきましても、大和市立図書館条例の一部改正について、大和市社会教育委員会議へ諮問をするために付議するものです。

条例の改正理由につきましては、生涯学習センターと同様でございます。

主な改正内容ですが、まず、施設の位置を現在の深見西一丁目2番17号から、大和南一丁目8番1号へ変更します。

次に、図書館が行う事業内容として次の2点を定めました。「図書館法第3条の各号に掲げる事業」と「図書館の設置目的に照らして必要な事業」です。いずれも、これまで市が直営で行っていましたが、指定管理者に行わせるため、条例に明文化したものです。

図書館の管理については、生涯学習センターと同様に、指定管理者に行わせることを規定します。

開館時間は、現行では午前9時から午後8時まで、土・日・祝日につきましては午後6時までとしております。移転後の図書館は、3、4、5階の3フロアにまたがっており、そのうち、3階の児童開架につきましては、開館時間を午前9時から午後7時までとして、同フロアの子育て支援施設の開館時間と合わせております。

4階、5階については、一般開架となっております。こちらは、平日と日曜・祝日で開館時間が異なります。平日は午前9時から午後9時までとし、日曜・祝日につきましては、閉館時間を午後8時までとしております。

休館日ですが、現行では祝日を除く毎週月曜日のほか、1月1日から3日まで及び12月29日から31日までとしております。変更後は、1月1日と12月31日の二日間のみを休館日とします。施設の管理等により、臨時に閉館することはございますが、条例上ではそのような定めとするものです。

利用の制限については、生涯学習センターと同様に、他の利用者に迷惑を及ぼす、又は施設や図書館資料を損傷するおそれがあるときには、図書館を利用させないことができることとしています。

条例の施行日についても生涯学習センターと同様に、原則として平成28年11月3日とし、指定管理者の指定等の手続きに関する規定のみ、平成26年7月1日としています。

図書資料の貸出し手続きなどの詳細項目については、規則で規定します。

○青 蔭 委員長 ただいま細部説明が終わりました。質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

○青 蔭 委員長 特になしということですので、質疑を終結します。

これより議案第11号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭 委員長 異議なしということですので、議案第11号は可決しました。

続きまして、日程第4(議案第12号)「大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。久津間指導室長。

○久津間 指導室長 2月臨時会の審議において、新たな三学期制への移行が確認されたことから、学期制を定めている本規則の改正について審議をいただくものです。

改正内容の説明に入る前に、これまでの経過を説明いたします。

現在行われている二学期制は、平成18年度から市内の全小・中学校で導入されました。導入時に期待された効果は、「授業時数が増加し、学校生活や教育課程の編成にゆとりができる」「長期休業が連続した学びの場となり、有効に生かすことができる」「長いスパンで子供の成長を捉えた評価ができる」「行事の設定幅が広がるなど、学校の創意を生かすことができる」の4点でした。

導入後に、議会での学期制に関する質問や、市民からの声をいただいたことから、二学期制に移行して5年が経過した平成24年2月に、その成果と課題を検証するために、二学期制検証協議会を立ち上げました。検証協議会では、教職員、保護者、市民に対してのアンケート調査を行い、その結果を「教育課程の視点」「評価の視点」「学期制についての視点」から分析し、今後の方向性を導き出しました。検証協議会の報告書については、2月21日に開催された教育委員会2月臨時会で報告いたしましたが、本日の資料でも配付しております。詳細については既に説明しておりますので、割愛させていただきます。

報告で示された今後の方向性の概要ですが、教育課程の視点では、児童・生徒が学校生活で余裕を持てるような時数の確保を検討する必要があるとされました。評価の視点では、観点別評価について保護者へのさらなる周知が必要であること、さらに評価方法を検討することや長期休業前に評価を提示することについて検討する必要があるとされました。学期制の視点では、いずれの学期制であっても、長期休業前の通知が必要であること、児童・生徒にとって学校生活に余裕を持てるような課業日の設定の検討が必要であるとされました。

それらをもとに検証協議会では、新しい学期制を検討する際に重要となる視点を3点にまとめました。1点目は「夏季休業前は成績の通知が必要、冬季休業前はそれに準ずる対応をする」です。

検証協議会では、保護者に対しては学習評価や学校生活の状況を積極的に伝えていくことが大切であり、二学期制を継続する場合でも、夏季休業前は通知、冬季休業前は学校の状況に応じて、通知か面談などにより伝達していくとしています。また、通知表に関しては具体性があり、児童・生徒及び保護者にとって分かりやすい形式を検討していくとし、授業時数が少ないために、観点の一部が評価できない教科については、各学校の判断で評価の通知内容や時期を判断するとしています。

2点目は「新しい学期制の変更に伴い、必要となる時間数を確保する」です。学校生活に必要な時間を考慮した上で、学力向上や学校生活の充実を目指し、どれだけの時間が必要か、そのための課業日はどれく

らい必要かを検討していくこととしました。具体的には、児童・生徒が学校生活に余裕を持てるように、授業時間、学校行事、余剰時間、放課後の時間などを含めた総時間数を設定することが求められます。

3点目は「アンケートから学期制を検討する上で考慮すべき視点」です。具体的には、二学期制の流れが定着してきたという意見と、日本の風土や習慣、生活リズムの面から三学期制の方がメリハリがあるという意見の両面があったこと、また、保護者は短期間で成果を知ることが目標を立てやすく、改善のチャンスにつながると考えていますが、教職員は言語活動を充実させる活動として学びあいやグループ協議が有効と捉えており、それらを取り入れやすい長期間での評価が有効だと考えていることを挙げています。

この三つの視点をもとに、検証協議会では二つの新しい学期制を示し、シミュレーションを行っています。「新しい二学期制」は、教師が長期休業前に具体的な成績を通知したり、伝えたりします。これにより評価が3回又は4回になり、児童・生徒は短期間で学習状況の結果を知ることができ、長期休業中の学習の目標を持つことができるようになります。「新しい三学期制」は、現行の二学期制と同程度の授業時間を確保し、放課後の有効活用を可能にする三学期制となります。

この報告をもとに、2月の臨時会では現行の二学期制について、概ね次のような議論が行われました。

二学期制の効果が保護者に理解されなかったのは、説明不足や学校の工夫の不足があったが、二学期制の構造的な限界もあった。長いスパンで子供の成長を捉える評価や学びの連続制について、長期休業が有効に生かされていないとして、保護者から否定されている。高校生や大学生と違い、発達途上にある小・中学生にとって、長期休業とは別に心のけじめをつけることは無理があった。正しい評価・成績をつけるために、必ずしも長いスパンが必要となるわけではない。試験と併せて普段の子供たちの姿をしっかりと見取ることが大切である。子供が伸びるための評価という観点では、できるだけ短い間隔にした方がいいし、保護者も望んでいる。子供にとっては再チャレンジできることが大事、などです。

2月臨時会では、続いて今後の学期制について議論を行い、次のようなご意見をいただきました。

二学期制の良さが理解されていない現実から、このまま二学期制を続けていくことは困難である。子供たちの生活リズムを考えると、短い秋休みを設けるより、夏、冬、春休みの長期休業を区切りとして考えることが自然であり、三学期制が適している。子供たちの学力の向上、学習意欲を高める視点から考えると、短い期間で評価すべき。再チャレンジしやすいリズムも考慮して、新しい学期制を構築していくべき。始業式、終業式などの学校行事の工夫によって、授業時間を生み出したが、学習指導要領も改訂されており、授業時間の確保のためには課業日の見直しで対応すべき。保護者にとっての分かりやすさ、子供たちの生活リズムという観点から、小学校と中学校は同じ学期制にすべき。短い期間での評価が、確実に担保されることや、児童・生徒、保護者にとっての分かりやすさという観点で三学期制が望ましい、などです。

このような議論の結果、新たな三学期制への移行が確認されました。

その際、留意事項として、教員も子供たちも、ゆとりを持って充実した教育活動に取り組めるような環境整備が必要である。新たな学期制を構築するに当たり、学校には柔軟な発想による工夫を求めたい。学期制変更に関しては、保護者・市民に対して、丁寧な説明が必要であるとのご意見をいただきました。

なお、本件規則の改正が承認されました後には、平成27年度からの新しい三学期制導入に向け、教育委員会にプロジェクトチームを設置し、詳細を検討していく予定です。その際、課業日の修正等が必要となった場合には、再度、規則改正についてご審議いただく予定です。

それでは、規則改正案について説明いたします。新たな三学期制への移行を確認しましたので、現行の第2条第2項中「2学期」を「3学期」に改正します。第2項の各号列記の部分に各学期の期間を定めておりますが、現行の「(1)前期」、「(2)後期」を、「(1)第1学期 4月1日から7月31日まで」、「(2)第2学期 8月1日から12月31日まで」、「(3)第3学期 1月1日から3月31日ま

で」に改正します。

第3条の休業日に関しては、三学期制への移行に伴い、第5号の秋季休業日を削除します。あわせて第6号の冬季休業日、第7号の学年末休業日を繰り上げ、第5号、第6号とします。これに伴い、第3条第2項中「前項第3号から第7号までに規定する」を「前項第3号から第6号までに規定する」に改正します。

また、学期制の変更と直接かかわるものではありませんが、第3章の第9条、第10条、第11条、第16条の2、第20条につきましては、平成19年の学校教育法及び学校教育法施行規則の改正等に伴って改正すべきところでしたが、それがなされておりましたので、今回、併せて改正するものです。

附則については、「この規則は平成27年4月1日から施行する。ただし、第9条から第11条まで、第16条の2及び第20条の改正規定は、公布の日から施行する。」としております。

○青 蔭 委員長 ただいま細部説明が終わりました。質疑、ご意見等がございましたら、よろしくお願ひします。

○石 川 委員 今回の議案は、学校管理運営規則の一部を改正する規則ですので、経過説明の資料については、議案そのものではなく、説明資料という位置づけでよろしいでしょうか。

○久津間 そのとおりです。

指導室長 本件議案は、学校管理運営規則の一部を改正するものです。ご説明した学期制の検証等の内容は、議案の提出に至った経過の説明でございます。

○石 川 委員 そうすると、基本的には経過説明資料はなくてもいいということでしょうか。

○滝 澤 教育長 二学期制を三学期制にするという結論に至るまでには、検証協議会の報告があり、我々も視察や勉強会を重ねてまいりました。そのような経過を含めて、規則改正の議論をしていただきたいと考え、説明資料を付けております。

○石 川 分かりました。

委員

○青 蔭 了解しました。他にございますか。

委員長

○石 川 膨大な回数の議論を重ねて、2月の臨時会で三学期制に移行することを決めました。これまでの検証とその後の議論を振り返ると、今回初めて全保護者、市民、教職員にアンケートを実施し、その結果を分析したことが、非常に大きなウエートを占めていたと思います。

アンケートの分析により、二学期制が目標としていたことが、実際には実現できなかったということが浮かび上がってきたと思います。その結果、新しい二学期制にすることで、保護者や市民の理解を得ることは難しいのではないかと判断に至ったと思っております。

そうしたことから、新しい三学期制を目指していくという結論を出したことは良かったのではないかと思います。今後、新たな学期制の実施に向けて教育委員会としてもしっかりした環境整備をしていく必要があるだろうと思いますが、私は原案のとおりに進めていくことが大事なのではないかと思っております。

○青 蔭 他の委員は、いかがでしょうか。

委員長

○滝 澤 二学期制の導入時に期待された効果が4点ありますが、7年間実施してきて、その効果について保護者や市民の方の評価が得られなかったことが、二学期制を見直す大きなきっかけになったと思います。

子供がより良く成長していくための教育環境を整備するために、特に公教育においては、学校、保護者、市民のそれぞれのお考えをお聞きしながら進めていく必要があると思います。

そういった意味では、今回の見直し作業は大きな意味があったと考えております。また、検証協議会においては、学期制に直接的・具体的にかかわる教職員が二学期制の検証をしてくださいました。そのことは、大変感謝しております。

質問ですが、検証協議会の報告において「夏季休業前は成績の通知が必要。冬季休業前はそれに準ずる対応をする」とあります。保護者のア

ンケートでは、三学期制に変えてほしいということと、通知表をきちんと出してほしいという意見が多くございました。成績の通知を受けて長期休業に入ることが、子供たちの教育的な視点からも大事であるという保護者の要望が多くあるのですが、協議会として「準ずる対応」という表現を使った背景をお聞きしたいと思います。

○久津間 指導室長 新しき学期制への視点ですので、新しい二学期制、新しい三学期制の両方を想定した言葉です。特に新しい二学期制になった場合に、後期が始まってから冬季休業までの期間が短く、冬季休業前に通知表を出せるかが課題となっておりました。そのため、冬季休業前については、通知表又は面談等で伝達していくこととしたため「準ずる対応」という言葉になっております。

○滝澤 教育長 新三学期制になった場合は、この文言はどのように解釈するのでしょうか。

○久津間 指導室長 新三学期制になった場合は、学期末である長期休業前に通知表を出すこととなります。

○滝澤 教育長 分かりました。

別の質問ですが、検証協議会の報告書の「教育課程の視点」の分析として、二学期制（始業式・終業式・定期試験3日間）や、大和方式（開校記念日・夏休み4日・秋休み1日減）により、50時間程度の授業時数の確保が可能になり、日ごろの学校生活に余裕が生まれ、児童・生徒にとって効果があることが示されています。

また、今後の方向性では、毎日6時間の授業を10日間より、毎日5時間の授業を12日間というように1日の時間数を短くして、日数を多くするなど、授業時間を確保し、放課後の時間を活用できることは、児童・生徒にとって有効であると記述しています。いずれも大和方式の効果について触れている部分ですが、ゆとりの中で充実した教育活動をしていくことが、子供たちにとって過重負担にならず、効果があるということだと理解しています。そのような分析と評価が示されたということは、今後も大和方式を踏襲して、可能な限りゆとりを持って、充実した教育環境を整備していくことが方向性として示されたと理解してよろし

いでしょうか。

○久津間 大和方式の継続については、検証協議会では全会一致とはなりません
指導室長 でしたが、新しい学期制のシミュレーションにおいては、いずれの学期
制においても「大和方式の理念と趣旨を踏まえて、放課後の時間を有効
活用し、子供と向き合う時間を確保する」ことを確認しております。

○滝 澤 子供たちの最良の教育環境について検討する際には、大和方式の理念
教育長 と趣旨を踏まえて検討するという趣旨だと理解しましたが、よろしいで
すか。

○久津間 理念と趣旨を踏まえるということで、間違いありません。
指導室長

○篠 田 検証協議会の報告を受けた上で、児童・生徒のことを一番に考えて、
委 員 望ましい学期制を考えてまいりました。その結果、子供たちの生活リズム
を考えても、長期休業を有効に活用する点でも、長期休業を区切りと
して短いスパンで成績表を出せる三学期制が望ましいという判断になり
ました。

新たな学期制に変更するためには、現場である学校環境の整備と、教
職員の想いが大事だと思います。そういった意味でも、先ほど室長から
留意事項の説明がありましたが、学校の教育環境の整備と、今後新体制
を構築していく上での教職員の柔軟な工夫が重要だと思っております。

○鈴 木 三学期制から二学期制になる時の会議録を詳細に拝見しますと、今回
委 員 と同じような議論が随分なされております。その中でも、保護者、地域
への周知を十分に行うことが非常に重要であるということが議論されて
おりました。今回についても、そのような周知が大事だと思っております。

○石 川 私たちは、保護者アンケートを一枚一枚見て、さまざまな意見を拝見
委 員 してまいりましたが、保護者のニーズだけを考慮して判断したのかという
と、そうではありません。保護者のニーズも大切ですし、教職員の意見
も大切にしています。そのような中で、どのようにしていくか検討した
結果、新しい三学期制を目指すことになりました。ですから、学校は保
護者だけで成り立っているのではないということを、私は強く言いたい

と思います。学校と保護者、場合によっては児童・生徒のニーズを踏まえた上で、教育活動がなされていく必要があると思います。

教職員は、学期制の変更が子供たちのためになるように、ぜひ工夫してほしいと思います。教育委員会も、今後の新しい学期制に向けてプロジェクトチームを立ち上げて検討するとのことですので、その中で学期制の変更に関わる予算を整えていくことも、今後は出てくるだろうと思います。ぜひ、そのような形で進めてほしいと思います。

○青 蔭 委員長 委員のご意見を拝聴いたしますと、留意事項については、資料の3点で網羅されていると思いますがいかがでしょうか。

○石 川 委員 やはり、この3点を考えていく必要があると思います。

○鈴木 委員 私も留意事項の中の「ゆとりを持って充実した教育活動に取り組めるような環境整備が必要である」という部分を強調したいと思います。ぜひ、よろしくお願いします。

○滝 澤 教育長 留意事項については、私もそのとおりだと思います。新たな学期制に向けてソフト面、ハード面の環境整備を検討する必要があります。また、今後は教職員が短いスパンで教育活動の成果を各保護者にお伝えすることになりますが、発信する側と受信する側のすれ違いがないようにしなければなりません。今後は、通知表での発信と合わせて、個別面談などで保護者にしっかりと理解していただける工夫をして、お子さんの成長を担任と保護者が共有できるような配慮をしなければいけないと思います。そういった意味では、評価が3回になりますから、評価や面談のための時間の確保が大きな課題になると思います。そのためには、先ほど申し上げたように、今後も大和方式を生かしていくことが必要になると思います。

この留意事項の3項目については、大変重要なことと認識しております。今後、教育委員会において研究をしていく予定であり、教職員からの意見も十分にお聞きしながら議論して、一つ一つ具体的に組み込んでいきたいです。

○青 蔭 分かりました。

- 委員長 他によろしければ、規則改正案についてご意見等をお願いします。
- 滝澤 規則の第2条第2項にただし書きがあり、「教育上特に必要があると
教育長 大和市教育委員会が認め、教育課程研究校として指定した場合はこの限りではない」とあります。指導室では他にも研究校を指定していると思いますが、研究の年数は何年間としているのでしょうか。
- 久津間 指導室が委託する研究は3種類あります。教育課題研究校は、委託期間が3年間。ふれあい実践研究推進校と小中連携の研究校は、委託期間が2年間となっております。
- 滝澤 この教育課程研究校として指定した場合は、三学期制以外の学期とすることができるとのことですので、二学期制でも、四学期制でも、一学期制でもいいこととなります。研究期間は、研究委託と同様に2年から3年と考えているのでしょうか。
- 久津間 学期制の研究校については、要項で研究期間を1年としておりますので、1年間で研究して結果を公開することとなります。
- 滝澤 1年限りとのことですが、例えば連続して複数年指定することは考えていますか。
- 久津間 この研究校は学期制の例外として教育課程の研究を行うものです。1年限りですので、毎年続けていくことは想定しておりません。もし、1年研究をしてみて継続したいということになれば、教育委員会で判断することとなりますので、実際には、そのようなケースは起こりにくいと思います。
- 滝澤 指定を受けて1年間で研究の結果を出すのが原則で、指定する際はその都度、教育委員会で判断するという理解でよろしいですね。
- 久津間 そのように考えております。
- 滝澤 その点は、分かりました。ただし書きには「教育上特に必要がある」と定められていますが、この解釈は、子供たち一人一人にとって教育上、特に必要があるという理解でいいのでしょうか。
- 久津間 教育ですので、もちろん子供たち一人一人を大切にしていかななくてはならないと思います。研究内容については、要項で「教育課程の見直し

と学校の特色づくりに関すること」「きめ細やかな指導と評価に関する
こと」「ゆとりある活動に関すること」「確かな学力の育成に関するこ
と」「家庭・地域と連携した教育活動に関すること」と定めておりま
す。

○滝澤 澤 例え小学生と中学生の兄弟の場合には、校種によって学期制が異なる
教育長 場合が想定されます。保護者アンケートにも、学期制は統一してほしい
とのご意見がございましたが、当然、家庭教育や地域の行事などに有
形無形の影響が出るのだと思います。

「教育上特に必要がある」が、子供たち一人一人の教育上と捉えるの
であれば、学校の教科指導だとか教育活動というより、もっと広く考
えていく必要があると思います。例えば中学校と小学校が連携するよ
うなことも十分配慮しながら、特色ある教育活動などについて研究し
ていく必要があると思います。

○久津間 指導室長 その点については、要項では定められておりませんので、教育委員会
が審査をする際に検討していくことになると思います。

○滝澤 澤 先ほど室長から研究内容の説明がありましたが、今回の三学期制の変
教育長 更に当たって、大和方式による時間数の確保や、土曜授業の実施など
様々な観点から検討してきました。その中で、研究内容として想定し
ていることについても基本的には検討しているという前提がありますの
で、このただし書きは必要ないと理解してもいいですか。

○久津間 指導室長 教育課程研究校については、今想定している新しい三学期制を超える
ような学期制でなければ認められないものと考えております。また、この
ただし書きが定められた経緯ですが、二学期制導入時に、機械的に一
斉に導入するのは学校の自主性を損なうのではないかとの意見があり、
一斉か選択制かについて議論された経過から、このような制度が設け
られています。

○滝澤 澤 三学期制から二学期制への変更時にただし書きが盛り込まれたとのこ
教育長 とですが、学期制の変更については、もちろん大和市の教育で初めての
ことだったと思います。そのような中で、現場の学校に混乱が起きない
ようにする目的で、研究期間を1年間として、条件整備のための研究を

するために設けた制度と理解していいですか。

○朽名 教育部長 その当時の事情をつまびらかに承知しているわけではございませんが、三学期制から二学期制に移行することは大きな変化だったと思います。そのようなことも踏まえて、各学校にさまざまな事情があることを想定する中で、制度上、並立も可能にしようという目的で、ただし書きが盛り込まれたと理解することができると思います。そういう意味では、当時の状況としてはこのただし書きが必要だったのではないかと考えております。

○滝澤 教育長 大きな改革に当たり、学校の自主性を確保することで、現場に混乱が起きないように配慮したのかと思います。

二学期制を導入したときは、小学校と中学校にパイロット校を設置して研究しており、保護者のご意見については学校ごとの対応になっていて、全ての保護者にアンケート調査をするという動きはありませんでした。今回は、教職員、保護者、市民の方から広くご意見をいただきましたので、三学期制から二学期制に変えた当時とは手法が違います。私としては、ただし書きを残すことがいいのかどうか判断が付きませんでした。

多くの保護者や市民の方が三学期制を評価しておりますし、また、実際に申請があったときに、教育委員会としては非常に難しい判断が求められることとなります。そういった観点からも、ただし書きについては無い方がいいのではないかと感じがしております

○石川 委員 教育長のおっしゃることもよく分かります。しかし、三学期制から二学期制になって、また三学期制に戻すということで、「言い出しっぺ」がこのような状況になっています。今回の経過により、教育課程上の問題などいろいろな問題を解決するために、学期制は変えることができるということが明らかになったということです。明治からずっと三学期制でやってきて、全く触れられなかった部分が変わったということですから、いつの将来になるか分かりませんが、今後も変わる可能性があるということです。また、今までは市教委が学期制について決めてきましたが、学校から学期制の発案が出てくることも将来的に無いとは言えませ

んし、そこからより良いものが出てくる可能性もあると私は思います。

規則ですから原則だけを定めると、がんじがらめになってしまいます。学校から新しい学期制を提案して、それを教育委員会で検討するという手続きは、かなりハードルが高いと思いますが、そのような状況が起こらないとも限りません。ただし書きを入れておくことによって、間口は作っておいた方がいいのではないかと思います。

○鈴木委員 私もただし書きは無い方がいいのではないかと感じておりましたが、石川委員がおっしゃったとおり、新しい学期制が完璧ではない可能性もありますし、創意工夫をして学期制を変えることを検討する余地も残すという意味で、ただし書きは残すべきだと思います。

○篠田委員 私も同じです。学期制を変える上では、先ほどの留意事項にもありましたが、学校の体制作りや工夫が大事になりますので、学校の主体性を大事にしていきたいと思います。学期制が変わった時だけではなく、学校には、子供たちにとってより良い教育を考え続けてほしいと思いますので、残した方がいいと思います。

○滝澤教育長 私は意見が違います。これは必要ないのではないかと強く思います。その理由の一つは、二学期制を導入してから三学期制に戻ったということです。このただし書きは、二学期と三学期に限らず、いろいろな学期制を研究することができるという、その幅を確保していく制度と理解できます。しかし、例えば秋入学といった話になれば、当然大きな改革になりますから、国レベルの大きな問題になり、文部科学省や県教委といった流れの中で改革が進められると思います。

今回、二学期制の抱える課題がなかなか解決できないという状況の中で、三学期で期間を区切ることとしました。規則の改正案にもありますとおり、4月1日から7月31日を一学期、8月1日から12月31日を二学期、1月1日から3月31日を三学期としています。このように日本の四季に合った学期の区切りは、長い伝統の中で決めてきたものですし、さまざまな検討をした中で、もう一度そこに戻したということです。

学期制についてのさまざまな検討・吟味をして、新しい三学期制に変

えていくことにした経過を考えると、各学校から申請が出てくる可能性があるかという、現実的にはあり得ないと思います。もし、さらに学期制を変えることになれば、先ほど申し上げたように、もっと大きな変革の動きの中で対応することになると思います。

このただし書きは、三学期から二学期制にした際に混乱がないように設けられたものと考えられます。今回、新しい三学期制にするには、検証協議会が検証し、我々も数多く勉強会をしたり、先進市の学校を視察したり、十分検討した中で総合的に判断したものですので、そこまで考えなくてもいいのではないかと考えています。

○石川委員 明治から100年間三学期制でやってきた中で、学校の教員は学期制については考えることすらなかったと思います。それが二学期制になったことで、学期制も含めて研究や、子供たちのための条件整備をしいということが分かったのです。

今回、再度三学期制にすることになりましたので、子供たちのため、保護者のニーズによって学期制を変えてもいいのだということが、さらに認識されたと思います。そのような中で、今回から例外を無くすということはいかななものかと思っています。

教育長が想像するように、実際には申請する学校は無いのではないかとありますが、学期制を研究の対象として、子供たちの幸せのためにどうしたらいいかという一つの視点になるということがあってもいいと思います。

○滝澤教育長 そうしますと、現在内規で定めている教育上特に必要がある場合の内容や、1年という研究期間についてはどのようにお考えになりますか。

○石川委員 内規についてはこれから検討すればいいのではないかと考えています。ただ、先ほども申し上げたように、実際には新しい三学期制を実施していく中で、さらに良いものを提案してもらいたい形になると思います。新三学期制を超えるものとなるとハードルは高いと思います。相当な気概を持って研究をしないと結果は出せないと思います。

○滝澤教育長 そうであれば、内規については変えなければいけないと思います。このただし書きは、三学期制から二学期制にする際に、学校の混乱を避け

るために設けられたもので、二学期制に移行する準備ができていなければ一年間猶予を与えるという、経過措置に近い趣旨のものと考えられます。今の石川委員のお話とは質が違います。学期制を学校のニーズにおいて対応していくとなると、先ほど申し上げたように兄弟で学期制が異なるおそれも出てきますので、保護者が混乱しないか危惧があります。

○青 蔭 委員長 学校長がどうしてもこの学期制にしたいと、学校内や保護者の意見をまとめて教育委員会に申請してくることになると思われますが、これまで学期制の研究校を指定した実績はあるのでしょうか。

○久津間 指導室長 私の承知している限りでは、この研究校を指定したことはありません。

○青 蔭 委員長 学校長が、学校だけでなく保護者の意向も把握して、資料をうず高く積んで、「私はこうしたい」と教育委員会に申請してくるようなことが果たして起こり得るのでしょうか。実際に、学校を回っておりますと、校長をはじめとした教職員は、不登校やいじめなど、学校内の諸問題にどう向き合って、どう解決するかということに粉骨砕身がんばっています。そういった諸問題を解決しながら、保護者の意見も把握し、ここへ申請するような校長はなかなかいないのではないかと思います。

かといって、規則においてあまりに紋切調で、例外なく定めてしまうことは学校に対する姿勢としていかがなものかと思えます。

○滝 澤 教育長 委員長のおっしゃったとおり、教育活動と授業実践、地域連携、それから保護者対応など、教職員にとっては日々の教育活動が大事だと思います。学期制が三学期でも二学期でも、教職員にとってはゆとりと充実の中で教育活動ができて、一人一人の子供の心に届く教育活動をしたいということが願いだと思えます。そこで、時間数が確保できて、ゆとりの持てる二学期制にしようとしたことが、そもそものスタートだったと認識しています。その時間数についても、大和方式のように課業日を見直して対応していければ、三学期制から二学期制にしなくてもよかったですのではないかとさえ思えます。

大事なことは、教育活動のための環境整備をどのようにするかです。ここに、委員の皆さんがおっしゃっているように、工夫が必要になるの

ではないかと思えます。そのために、授業時数の確保や短い期間で評価をしていくこと、子供たちの生活のリズムに合う学期制にしていくために三学期制への変更をしていくこととしたのです。

○青 蔭 委員長 三学期制にすることは方向性が出ていますから、規則のこのただし書きを残すかどうかということです。

私は、むしろ校長から申請が出され、その審査のためにここへ馳せ参じたいと思えます。校長がプランを考えて、保護者や全教職員の意見をまとめた資料をここへ置いて「検討しろ」と言ってほしいと思えます。我々は三日三晩寝ないで検討してもいいと思えます。

ですから、三学期制以外認めないのではなく、幅を持たせた方がいいと感じています。

○石 川 委員 私たちは、新しい三学期制を工夫して実施することによって子供たちのためになると思っていますし、保護者のニーズにも耐えられるだろうと、ある程度の自信を持っています。ですから、三学期制に移行した方がいいと結論づけたのです。したがって、制度としては少しゆとりを持たせる方がいいと思えます。

○青 蔭 委員長 議論もし尽くしたと思えますので、挙手をもって確認したいと思えます。よろしいでしょうか。

第2条第2項のただし書きの文言を、このまま付記してよろしいという方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青 蔭 委員長 3票でございますので、この文言は、この原案どおり残すこととしてよいでしょうか。

(「はい」の声)

○青 蔭 委員長 それではこの件につきまして、質疑を終結してよろしいでしょうか。それでは、議案第12号につきまして採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭 委員長 異議なしということですので、議案第12号は可決しました。朽名教育部長。

○朽 名 本日の議決をもって、平成27年4月1日からの三学期制への移行に
教育部長 向けて準備を進めてまいります。また、保護者、市民の方に対して周知
をしていかなければいけないと思いますが、まず何より現場の学校長に
報告したいと考えております。そのため、報道機関への発表につきましては、
学校長への報告の後にさせていただくことを考えております。

具体的には4月9日に小中学校の校長会がございますので、そこで報
告をさせていただき、丁寧な説明をしたいと思っております。記者発表につい
てはその後を考えておりますので、よろしく願いいたします。

○青 蔭 侃々諤々の議論をいたしましたので、学校長並びに市民・保護者の
委員長 方々に丁寧な説明をしてほしいというのが教育委員の総意です。よろし
くお願いしたいと思っております。

○石 川 学期制に関しては、今後の説明等の窓口を一本化した方がいいと思っ
委員長 ております。その窓口については教育部長にお願いしたいと思
よろしいでしょうか。

○朽 名 承知いたしました。
教育部長

○青 蔭 続きまして、日程第5（議案第13号）「学校教育法施行細則の一部
委員長 を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。犬塚学校教育課長。

○犬 塚 学校教育法施行細則の第13条に就学義務の猶予又は免除規定がござ
学校教育 います。議案第12号の学校管理運営規則の改正において、学校教育法
課 長 と学校教育法施行規則の改正による条ずれを改正いたしましたが、こち
らも同様のケースとなります。第13条第1項の条ずれを修正するとと
もに、第2項では、現在は行われていない神奈川県教育委員会の認可と
いう手続きが残されていたため、削除するものです。

○青 蔭 細部説明が終わりました。質疑等がございましたら、お願いします。
委員長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声）

○青 蔭 これより議案第13号につきまして採決いたします。
委員長 本件の原案について、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭 異議なしということですので、議案第13号は可決しました。
委員長 続きまして、日程第6(議案第14号)「大和市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。西山生涯学習センター館長。

○西 山 この規則改正は、2月の教育委員会で承認をいただき、3月議会に上
生涯学習 程した社会教育委員に関する条例の一部改正に伴うものです。

センター 今回、社会教育委員に関する条例に、新たに委員の選任に関する条文
館 長 を加えたことから条ずれが生じております。そのため、条例を引用して
いた規則についても改正が必要になったものです。

改正の内容ですが、第1条中「第6条」を「第7条」に改めます。条例の旧第6条は「この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会規則で定める」という委任規定です。規則において、この規定を引用していたことから、改正を行うものです。

施行期日は、条例の施行期日とあわせて平成26年4月1日としております。

○青 蔭 細部説明が終わりました。質疑等がございましたら、お願いします。
委員長 本件も条ずれですので、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○青 蔭 それでは、これより議案第14号について採決いたします。
委員長 本件の原案について、ご異議ございませんでしょうか

(「異議なし」の声)

○青 蔭 異議なしということですので、議案第14号は可決しました。
委員長 続きまして、日程第7(議案第15号)「大和市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

細部説明を求めます。秋山文化振興課長。

○秋 山 現在の委員数は5名で、平成26年3月31日までの任期となっております。
文化振興 今回、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2
課 長 年間の任期について、現在委嘱している学識経験者5名の方を再任した
く提案するものです。

- 青 蔭 委員長 ただいま、細部説明が終わりました。質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。
- 滝 澤 教育長 再確認ですが、5名の方は全て適任であると考えてよろしいですね。
- 秋 山 文化振興課長 さようでございます。
- 青 蔭 委員長 学識経験が大変素晴らしい方々が揃っていると思いますが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。
- （「なし」の声）
- 青 蔭 委員長 これより議案第15号につきまして採決いたします。
本件の原案について、ご異議ございませんでしょうか。
- （「異議なし」の声）
- 青 蔭 委員長 異議なしということですので、議案第15号は可決しました。
続きまして、日程第8（議案第16号）「教育財産の取得の申し出について」を議題といたします。
細部説明を求めます。川口教育総務課長。
- 川 口 教育総務課長 こちらの財産取得につきましては、大和中学校の復旧防音工事に伴う大規模改修事業についてのものです。
大規模改修に合わせて増築した校舎が、1件1,000万円以上の財産となることから、教育財産として取得するために、大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条の規定に基づきまして審議いただくものでございます。
増築部分につきましては、従来、渡り廊下になっていた部分です。その部分を増築し、生徒の昇降口や音楽室、図書室、視聴覚室などを整備したものでございます。
- 青 蔭 委員長 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。
- 滝 澤 教育長 大和中学校については、是非委員の皆様にも視察していただきたいと考えております。

○青 蔭 教育長から提案がございましたので、検討したいと思います。
委員長 他にございますか。

(「なし」の声)

○青 蔭 これより議案第16号につきまして採決いたします。
委員長 本件の原案について、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭 異議なしということですので、議案第16号は可決しました。
委員長 ここで日程を変更して、議案を1件追加いたします。

日程第9(報告第1号)「大和市教育委員会職員の人事異動について」を議題といたします。

議事運営上、その他の後に審議することにいたします。

◎その他

○青 蔭 続いて、その他に入ります。
委員長 各課の報告事項がございましたら、順次、報告をお願いします。
平成25年度指導室学校訪問の実施報告について、久津間指導室長。

○久津間 まず、指導室の学校訪問についてご説明いたします。

指導室長 学校訪問は、指導室が学校を訪問し、教育課程や学習指導、教育に関する専門的な事項について指導・助言を行うものです。指導室の主要事業に位置づけており、4種類の訪問があります。一つ目が計画訪問です。指導室があらかじめ学校に伝えた計画に基づき、5月の連休明けから夏季休業前まで市内全小・中学校を訪問するもので、指導室から学校へ働きかけて行う訪問となっております。

二つ目が要請訪問です。名前のとおり、学校の要請に基づき指導室が出向いて指導するものです。時期的には秋以降の後期が中心で、研究委託校は年間3回まで、それ以外の学校は原則1回の実施となっております。校内研究に関する授業実践についての指導・助言が中心となっております。

三つ目が初任者訪問指導で、採用から5か月程度経った初任者を対象

として訪問するものです。教科の授業実践に関する指導・助言が主な内容です。

四つ目が相談訪問です。児童・生徒のさまざまな諸問題について、各学校の必要に応じて、随時、指導主事が訪問し、指導・助言を行うものです。

今年度の計画訪問・要請訪問の総訪問回数は241回で、昨年度と同程度となっております。新採用等の若手教員が増えており、各学校ではその育成を目的とした授業研究が盛んでした。また、研究委託校において、発表に向けた指導案の検討や事前の指導・助言などで多くの要請がありました。

教科では、国語が89回、算数が61回と多く、この2教科で全体の約60%を占めています。理由としては、学力に注目が集まる昨今、教科における基本的な指導方法についての研究が盛んになっていることが考えられます。

各学校の校内研究の内容につきましては、今年度も言語活動の充実をテーマに選ぶ学校が多くありました。また、小学校では観点別評価に変更したことから、引き続き指導と評価の関連について研究した学校が多くありました。

学校訪問における成果としては、研究テーマとして言語活動を取り入れ、認め合い、学び合いなどをキーワードに、授業作りに取り組む学校が増えてきています。子供同士の話し合いを大切にした授業が増えているため、個での学びの場と、グループや全体での学びの場を適度に設ける授業が多く見られるようになりました。また、電子黒板などのICT機器を効果的に活用し、視覚的に分かる授業を目指す学校が増えつつあります。

課題としては、言語活動という活動形態そのものを追い求めてしまう傾向が見られます。思考・判断・表現など、見えにくい学力を単元全体の中でどのように培い、見取っていくか、指導と評価の一体化を意識した指導について、引き続き助言していく必要があると感じています。

○青 蔭 各校では、大変熱心に研究をしていると思います

- 委員長 何か質疑、ご意見等はございますか。
- 篠田委員 訪問回数については、昨年度と同程度とのことですが、計画訪問・要請訪問の基本となる回数の他に、非常に多くの訪問をされています。これは相談訪問が多かったのでしょうか。
- 久津間指導室長 ご報告した訪問回数については、計画訪問と要請訪問の合計で、相談訪問は含まれておりません。報告した回数以外にも、学校からの相談に応じて、指導主事が出向いて指導・助言をしております。
- 篠田委員 分かりました。計画訪問・要請訪問の回数については「原則として」と書かれていますので、多くの要請があったのだと思います。
- 別の質問ですが、研究・研修等の助成の中に、中学校部活動支援事業の指導者謝礼があります。これは部活動の顧問を対象としたものでしょうか。それとも地域指導者も含まれているのでしょうか。
- 久津間指導室長 これは地域指導者への謝礼です。
- 篠田委員 部活動については体罰の問題などが注目を集めていました。研修・研究等の助成ということですが、部活動指導のあり方といった内容の研修は実際にあるのでしょうか。
- 久津間指導室長 地域指導者に関しては、ボランティアで登録された方に対する説明等の機会はありますが、全員を集めての研修会といったものはございません。
- 篠田委員 地域指導者だけでなく、教職員も含めて部活動指導の研修があってもいいと感じます。
- また、地域指導者が増えていると思いますが、学校の教員ではないので、学校のさまざまなルールが分かりづらいのではないかと思います。最低限のルールが分かるマニュアルがあると、地域指導者も活動しやすい環境ができるのではないかと思います。
- 石川委員 学校訪問、本当にご苦労さまです。これ以外にも学校から呼ばれて訪問していることが多くあると思います。おそらく、指導主事は非常に多忙で、一年中、学校に行っているような状況ではないかと思います。
- 学校の課題が非常に多くなっている昨今、学校訪問のあり方について

検討してもいいのではないかと思います。指導室は、かなり無理をしているのではないかという印象を受けていますので、回数も含めて、検討する時期に来ている気がしております。

○滝澤 石川委員のおっしゃるとおりです。三学期制への変更もございますので、本当にこの研修が必要なのか、担当者会が必要なのか、指導主事が学校を訪問しなければ研究が深まらないのかということを考えていく必要があると思います。学校の自主性、主体性を確立する必要もあります。何でも指導主事が行けばいいということではありません。これまでの活動を精査して、必要最小限の活動で効果を上げていくという視点が必要だと思います。また各学校の自主性という面でも、自ら研修・研究をして、同僚性を高めながら教育活動に携わっていく方向に転換しなければならない時期だと感じます。

平成26年度については、既に指導室でも対応を考えており、研修への参加は必要最小限にする予定です。このため、平成25年度に比べて平成26年度の訪問回数は大幅に変わると思います。指導室の指導主事は、指導行政が基本ですから、しっかり指導していかなければいけない部分もありますが、その手法を先ほど申し上げた視点に立って見直していきたいと考えております。

○石川 教育委員会のフロアに来た際に、指導室に誰もいなかったことがあります。緊急時への対応の観点も含めて、指導主事が少しゆとりを持って仕事ができる体制作りを考えていく必要があると思います。

○青蔭 他によろしいでしょうか。
委員長 続きまして、平成26年度県費負担教職員の研修計画について、同じく久津間指導室長。

○久津間 教育委員会主催の研修会等について、指導室所管の主なものを説明させていただきます。

まず、来年度の初任者研修は、校内研修が年間210時間、校外研修が18日間となっております。大和市担当の研修は、宿泊研修を含めて、年間4回あります。

校長研修会ですが、来年度は日本理化学工業会長の大山泰弘氏を講師

に招いて、「人を幸せにする経営」と題しまして、マネジメントの講義をいただく予定です。

教務担当研修会では、昨年度に引き続き人権教育を行います。講師についても昨年度に引き続き、青少年相談室特別相談員の山下英三郎先生にご依頼し、ファシリテーションの方法に関する講義と演習を行っていただく予定です。

昨年までの着衣泳講習会を水泳安全指導法講習会に変更して実施します。若手教員の増加にあわせて、着衣泳だけでなく、水泳学習全体の安全指導の講習を行うために変更したものです。

重点施策である読書活動推進のために、新しく新任学校図書館司書研修会を設けました。学校図書館スーパーバイザーを講師に、新人の司書に学校図書館司書の活動などについて説明する予定です。なお、来年度に向けて司書の活性化を図るために、若干の配置替えを行っております。

もう一つの重点施策である、いじめ・不登校対策に対応して、よりよい人間関係づくり研究実践校連絡協議会を行います。「Hyper-QU」テストの実施校の担当者を集めて、日本教育カウンセラー協会の北條博幸先生に、「Hyper-QU」テストの分析、活用についての模擬検討会等を行っていただくことを予定しております。

各種研究発表会の予定ですが、指導室主催としましては、教育課題研究推進校として福田小学校と上和田中学校、ふれあい教育実践研究推進校として林間小学校、中央林間小学校の研究発表を予定しております。また、教育研究所の担当となりますが、情報教育推進校である桜丘小学校の研究発表を予定しております。

最後に、指導室主催の二つのフォーラムです。一つ目のいじめ・不登校を考えるフォーラムですが、期日、会場とも現段階では未定です。青少年相談室等と連携しながら実施していきたいと考えております。

二つ目は読書フォーラムです。来年度で3回目となりますが、毎年、素敵な作品が増えている読書感想文コンクールの表彰式のほか、読書活動推進に関わるさまざまな方を招いての開催を予定しております。11

月1日土曜日になりますので、委員の皆様におかれましては、参加いただきますようお願いいたします。

○青 蔭 続きます、藤倉教育研究所長。
委員長

○藤 倉 教育研究所の研修は、専門的な研修の位置づけで、一部を除き原則として教職員が本人の希望で参加するものです。昨年度は研修講座の活性化を目指し、申込み方法や参加者募集のPR方法を工夫することにより、参加者を前年より15%増やすことができました。来年度につきましても教職員のニーズに合った実践的な研修を取り入れながら、内容の充実を図っていきたいと思います。

分野ごとの研修計画ですが、人格的資質向上研修講座が年間3回、課題解決力向上研修講座が年間4回、授業力向上研修講座が年間7回としております。理科訪問研修も授業力向上に位置づけておりますが、学校の希望で行うものですので、回数は特に決めておりません。

特別講座社会体験研修については、主に経験5年、10年の教員に課せられている社会体験研修を実施し、図書館や保育園など、市内公共施設等の事業所で職場体験研修を行うものです。

教育研究所発表会・教育講演会につきましては、教育研究所が所管しております研究部会の研究成果の発表の機会として開催するもので、同日に教育講演会を開催しております。来年度につきましては、現在の子供たちの心の悩みを踏まえ、家庭・学校・地域がどのようにサポートしていくべきか、横浜国立大学の宮戸先生に講演をいただきます。

情報教育研修講座につきましては、五つのコースがあります。1番目目と2番目が学校ホームページの作成に関する研修です。学校のホームページを作成する方法について担当者に対して研修をするものと、作成したものを最終的な責任者である校長先生が承認する手続きについて学んでいただく研修の二つがございます。

3番目が、情報セキュリティ研修です。職務別研修1回、小学校訪問研修9回を予定しています。職務別研修につきましては、新任の校長、教頭及び教務担当のうち未受講者を対象としています。小学校訪問研修

9回ですが、中学校と小学校を3年間でワンサイクルとして、各学校を訪問して情報セキュリティの啓発・意識の向上の研修を行っているものです。

4番目は、新しい機器が入った場合の導入時研修、5番目は、学校からの要請に基づきまして、さまざまな情報機器、またソフト等の研修を行うものです。

具体的な研修講座につきまして二つほど紹介いたします。

課題解決力向上研修として「怒りの感情と上手に付き合う術」という研修がございます。昨今、教師の体罰や、子供同士のいじめが社会問題になっておりますが、その根っこにある人の怒りの感情をどうコントロールするかについて学ぶ研修です。

次に「ことばと学びをつなげる学校図書館」では、学校図書館を活用した調べ学習について、現在、関西大学初等部で教鞭をとられている塩谷先生をお招きして、事例を紹介していただきながら学んでいきたいと考えております。この講師は、本市の学校図書館スーパーバーザーの推薦によりお招きする方で、大変期待しているところでございます。

○青 蔭
委員長 ただいまの指導室長と教育研究所長からの説明について、質疑等がございましたらよろしく申し上げます。

○鈴 木
委 員 情報教育の研修につきまして、今年度は何人の受講者を見込んでいるのでしょうか。

○藤 倉
教育研究 情報教育研修講座の学校ホームページ作成者の研修につきましては、
所 長 28校全校から必ず1名参加することとしております。

承認者のコースにつきましては新任の校長が対象ですので、五、六名の参加を予定しております。

○鈴 木
委 員 情報セキュリティの研修コースはいかがですか。

○藤 倉
教育研究 先日もUSBの紛失等がございましたが、個人情報の管理や情報の保管の仕方について、適正でない管理をするとこのようなことが起こると
所 長 という具体的な事例を交えて、情報担当の指導主事が各学校を訪問し、全職員を対象に研修をしています。

今年度につきましては、中学校9校を訪問し、中学校の全職員に研修をいたしました。

○滝澤 教育長 人格的資質向上研修のホスピタリティ研修ですが、講師を依頼している会社はどのような会社なのでしょうか。

○藤倉 教育研究所長 講師を依頼している廣瀬直子先生は、JALの地上勤務の社員に対して、研修を担当していた方です。会社については、廣瀬先生が独立して立ち上げたもので、待遇やホスピタリティの考え方について、さまざまな事業所や会社の社員教育をしております。

廣瀬先生に担当していただくのは今年で3年目です。今、流行になっていますが、おもてなしの気持ちについて学ぶ機会になっています。

○滝澤 教育長 このような研修は、多くの教員に受講してほしいと思います。ホスピタリティが日常的にできている学校は、児童・生徒指導がうまくいっていますが、できていない学校は、いろいろな問題が起きています。そのような傾向をはっきりと感じますので、本市の教員にとって大事な研修だと思います。

授業研究も大事ですが、それ以前にホスピタリティを向上させることも大きな課題だと思いますので、この研修については、枠を広げていくことも必要だと思います。

教員が子供の気持ちにどう心配りができるか、それが教育の原点です。それができなければ、いくら授業力があっても子供の心に届いていないと思います。校長にも強く発信してほしいと思います。

○藤倉 教育研究所長 そのように努めてまいります。この研修は、社会体験研修を受ける教員につきましては必修ということで、外の事業所で研修する教員には必ず受けてもらっています。それに加えて希望者を広く募っていきたいと思います。

○滝澤 教育長 出前研修で学校ごとにやってもいいかもしれません。
よろしくをお願いします。

○石川 委員 情報セキュリティの問題は、教職員に意識改革をしてもらうことが非常に大事だと思います。通知表の問題など、今後ますます情報の適切な管理が求められます。横浜市では、今年度から指導要録も全部電子化さ

れて、印刷するのは中学校3年生が卒業するときの1回だけと聞きました。小学校の場合には6年間電子データで管理し、中学へ送るときだけプリントアウトすることになると思います。

大和市ですぐにそこまで行くかは分かりませんが、他市ではそのような状況になっています。教職員に意識改革をしてもらうために、情報セキュリティの問題はしっかりと研修してほしいと思います。

○青 蔭 よろしいでしょうか。

委員長 続きまして、村澤こども・青少年課長。

○村 澤 「第14回成人式大賞2014」受賞についてご報告します。

こども・ 成人式大賞は、新成人式研究会という任意団体が主催しています。会
青少年 長は慶應義塾大学名誉教授で社会学の先生である井関利明さんです。文
課 長 科省が後援をしております。一時期、成人式が荒れた頃、成人式のあり
方や内容を工夫して実施している事例を評価したり、一生懸命取り組ん
でいる成人式を称賛したりすることを目的に始まりました。

大和市は、今回初めて応募いたしました。電話等の問い合わせは200件ほどあったと聞いていますが、最終的に応募は94件でした。応募する際は企画書や当日の映像、作成したものなどを一括して送ります。最初に書類審査がありますが、そこでふるいをかけられ書類選考を通った団体が各賞の受賞対象となり、今年は33件でした。

一番いい賞が成人式大賞ですが、大和市は今回初めて応募して成人式奨励賞をいただきました。昨日、表彰式があったのですが、賞をもらうために何回も何回も応募している団体が多い中で、大和市は1回で受賞したのですごいと褒められました。また、成人力向上手助け冊子「Hatachi Walker」を作成いたしました。その冊子が他の団体から高く評価されて、持ち帰った団体が多かったと聞いております。

神奈川県内の成人式大賞の受賞実績ですが、今回大和市が受賞した成人式奨励賞は、これまで県内の自治体が受賞した中で最も高い賞になります。成人式奨励賞なので、これをきっかけにこれからも努力して素晴らしい成人式になるよう励んでいきたいと思っています。

表彰式には、各団体の実行委員会のメンバーが来ていて、連絡先を交

換することができました。そのつながりをバネにして、いろいろなアイデアを形にしていきたいと思っています。私が聞いた中では、企業等から協賛金を得て市の予算をかけずに実施している成人式や会費制で実施している成人式の事例がありました。広い目で見るといろいろなやり方があることが分かりましたので、それらを参考にしながら次年度も取り組んでいきたいと思っています。

○青 蔭 実行委員長には連絡されたのですか。
委員長

○村 澤 授賞式には実行委員長が出席して、盾と賞状をいただきました。
こども・
青少年
課 長

○青 蔭 よかったですね。
委員長 他の委員の方、質疑はよろしいですか。
それでは、委員の方から他にございますか。
(「ありません」の声)

○青 蔭 特にないようですので、4月の会議の日程をお知らせします。
委員長 4月の定例会は、4月24日木曜日、午前10時からを予定しております。
続いて、先ほど日程変更をいたしました日程第9（報告第1号）ですが、非公開とすべき人事案件ですので、審議を非公開といたしますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭 異議なしということでございますので、日程第9（報告第1号）は非
委員長 公開といたします。

関係者以外の退室をお願いします。なお、関係者として、教育部長、教育総務課長を指定いたします。

それでは、暫時休憩といたします。

(非公開の審議)

◎閉会

○青 蔭 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
委員長 これにて教育委員会 3 月定例会を閉会いたします。

閉会 午後 0 時 0 0 分